

参考付表1 大瀬崎DS訴訟と沖縄伊良部島D禁止訴訟との間にあるもの
 [注]: 以下「ダイビングスポット」=「DS」、「ダイビング」=「D」と略す。備考: 小字で [注]

年次	静岡県大瀬崎DS裁判	沖縄県伊良部島D裁判 (XY)	参考: 兵庫県家島遊漁権裁判 (Z)
1985 s 60	内浦漁協と大瀬崎潜水協会協定結び設定されたDSにおいて1人1回340円の潜水料(入海料)を徴収する(=支払う)こと等のルール決まる。		
1993 h 5	K氏内浦漁協を340円徴収が法に基づかない徴収が詐欺として支払済金返還と損害賠償請求し提訴(A)		
1995 h 7	静岡地裁沼津支部平成7年9月22日判決「平成5年(ワ)第521号損害賠償請求事件」: 漁協側勝訴。原告控訴。 [注] 「一村専用漁場の慣習も根拠となりうる」判断示す。		
1996 h 8	東京高裁控訴審平成8年10月28日判決「平成7年(ネ)4341号損害賠償請求控訴事件」(原審 静岡地裁沼津支部平成5年(ワ)第521号): 原告勝訴。被告控訴。 [注] 340円は「不当利得」と認定。「一村専用漁場の慣習は根拠とならない」判断示す。		
1997 h 9	[注] 1-控訴から2~3年経過しても判決申し渡し予告の知らせなく最高裁判決の遅れに“疑心暗鬼”と「どうなったのか」という声が関係者にではじめる。 [注] 2-1998年中頃浜本幸生による行政担当者に読んでもらう目的で執筆した「最高裁判決平成元年七月一三日判決の問題点」(A4紙約800枚)と題する論文完成、法曹関係者の仲介で最高裁資料室に納められる。同論文が編集され『共同漁業権論—平成元年七月13日判決批判』(1999年発行)として翌年末刊行。	伊良部町漁協がダイビング業者に漁業権海域でのD全面禁止等の仮処分申し立て(X)	
1998 h 10		那覇地裁平良支部平成10年9月22日決定「平成9年(ヨ)第28号妨害禁止仮処分請求事件」X却下、漁協全面敗訴。原告はD等の漁業権海域への立ち入り全面禁止させる独占排他的利用権として「地先権」を主張するが、現法制度上慣習法としての効力も認められず、法的な権利として認められないとした。 [注] Xで原告が主張した「地先権=チサキケン」は、浜本幸生氏が地先水面の利用についての管理調整を行う慣習として理解を促す意味から造語した「地先権」とは、言葉が同じでも全く異なる性格内容をもつ用語であることに注意することが肝要であろう。また、このような誤解した漁協(組合長)の主張の背景には、①沖縄における漁業権(共同漁業権)制度の占領政策に関わる歴史的な特殊性、②近世以来の村落に排他的利用を認めたサンゴ礁域海面の歴史的特長等があることは考慮されるとはいえ、地域或は個人的な心構えをも絡み合った「排他意識」が、事態を複雑にさせてしまったことがうかがわれる。 [参] 神戸地裁姫路支部平成10年7月28日判決「平成5年(ワ)第481号遊漁権等確認請求事件」(Z1)で、「遊漁権」なる権利は認められず、原告の遊漁船業者の全面敗訴(被告2漁協)し、原告上告。	
1999 h 11	最高裁審理で口頭弁論。 [注] 口頭弁論開催の通知に関係者から“異例”という声も聞かれた。	[参] 大阪高裁平成11年9月14日判決「平成10年(ネ)第2556号遊漁権等確認請求事件」(原審神戸地裁姫路支部平成5年(ワ)第481号)Z2。上告棄却。原告は最高裁へ上告。	
2000 h 12	4月21日—最高裁判決は、不当利得認定の誤りを指摘、上告人(漁協)敗訴部分を破棄し、「審理不盡」により高裁差し戻し。 11月30日—東京高裁差し戻し判決: 原告敗訴。漁協側主張してきた340円及び協定内容に合意があったことを認定。潜水行為が採捕がなくとも「漁業権侵害に相当」の判断示される。	○NHK「クローズアップ現代」でX、Y訴訟の紛争を現地取材映像とともに解説報道(1999.1.12) ○伊良部町漁協が、新たな共同漁業権立ち入り禁止訴訟起こす—平成11年(ワ)第41号(「第1事件」)Y1。同漁協が、さらに別件で共同漁業権立ち入り禁止訴訟起こす—平成12年(ワ)第2号(「第2事件」)Y2。 [注] Y1Y2ともに、「チサキケン」という「排他的利用権」の主張から「共同漁業権」の妨害排除・予防請求権に主眼を置いた主張に変更。しかし、共同漁業権によってダイビング行為を禁止排除しようとする主張の法的な根拠はないのは明らかでありながら、原告は、以後も訴訟を継続することとなった。	
2001 h 13	2月—控訴期限までに原告K氏の控訴手続きなく東京高裁差し戻し判決が確定した。 [注] 4月—著者・担当弁護士・地元漁連・全漁連・ダイビング事業団体代表らがあつまり「DS裁判検証座談会を開催」		[注] 6月—水産基本法公布施行。漁業法等改正。漁業法改正により書面同意制度追認と部会制度創設。地方分権化、公開型計画、公聴会等盛り込む漁港漁場整備法(旧漁港法)公布。
2002 h 14	[注] 10月—本書著者らが、内浦漁協にあつまり、地元漁協・自治会・潜水協会・産業組合ら地元リーダーらからヒアリングを行う。	那覇地裁平良支部平成14年3月29日判決「平成11年(ワ)第41号(「第1事件」)、平成12年(ワ)第2号(「第2事件」)共同漁業権等に基づく立ち入り禁止請求事件」Y1Y2について原告請求を認めず。被告勝訴。原告控訴。 [参] 最高裁第2小法廷平成14年2月22日Z2控訴審判決。上告棄却によりZ2判決が確定。	
2003 h 15		1. 30—福岡高裁那覇支部民事部Y1Y2についての判決で控訴棄却。被告勝訴。原告控訴。当年10月23日最高裁第一小法廷判決で控訴棄却。被告勝訴確定したが、伊良部町漁協は事態收拾の道を選ばず新たな損害賠償訴訟へと展開している。	
2004 h 16			
2005 h 17		4.27—「宮古島海域におけるスキューバダイビングをめぐる伊良部町漁業協同組合など原告が漁業権を侵害されたとして損害賠償を請求したのに対し、ニー・ヨン・ノースなどダイビング業者ら被告が逆に営業を妨害されたとして損害賠償を求め争った事件の判決が27日あった。裁判長は、原告漁協側の請求を棄却し、被告ダイビング業者側の全面勝訴となった。判決要旨は「原告らはダイビングに関する業務を妨害してはならない。また、原告らは被告に総額655万円を支払う」(4月28日付・宮古毎日新聞記事より)。	